

第 90 号議案

大分市と豊後大野市との間の消防指令業務に係る事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、消防指令業務に係る事務を別紙規約により大分市に委託することについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 29 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

消防指令業務に係る事務を大分市に委託して実施したいので、この案を提出するものである。

大分市と豊後大野市との消防指令業務に係る事務の委託に関する規約

(目的)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と豊後大野市（以下「乙」という。）との消防指令業務（災害通報の受付、災害発生地点及び災害種別の決定、消防隊等の編成及び出動指令、消防通信の統制並びに災害情報及び災害活動の支援に必要な情報の収集及び伝達並びにこれらに附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第2条 乙は、消防指令業務に係る事務の管理及び執行を甲に委託する。

(管理及び執行の方法)

第3条 前条の規定により委託された事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、甲の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、乙の負担とし、乙は、これを甲に納付するものとする。

2 経費の額及び納付の時期は、甲の長が乙の長と協議して定める。この場合において、甲の長は、あらかじめ、経費の見積に関する書類を乙の長に送付しなければならない。

(予算の執行)

第5条 甲の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、甲の歳入歳出予算において計上するものとする。

(収入の帰属)

第6条 委託事務の管理及び執行に伴う収入は、全て甲の収入とする。

(決算の措置)

第7条 甲の長は、地方自治法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務の管理及び執行に関する部分を乙の長に通知するものとする。

(連絡会議)

第8条 甲の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、乙の長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長が必要と認める場合又は乙の長の申出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第9条 甲は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等の全部又は一部を改正しようとするときは、あらかじめ、乙に通知しなければならない。

2 甲は、条例等の全部又は一部を改正したときは、直ちに当該条例等を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による通知があったときは、乙は、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(通信手段が損なわれた場合の対応)

第10条 委託事務の管理及び執行に必要な通信手段が損なわれた場合は、この規約の規定にかかわらず、乙においてその管理及び執行を行うものとする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和6年4月1日から起算して1年を超えない範囲内において甲の長と乙の長が協議して定める日から施行する。

2 乙の長は、この規約の告示の際、併せて条例等及び当該条例等が乙に適用される旨を公表するものとする。